

外国人船舶職員承認制度

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員

STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約

日本と2国間承認協定を締結（現在19か国）

フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン、ロシア、ポーランド、パナマ

我が国の海事法令に関する講習の修了

H11年5月創設

海技試験官による承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

H15年12月追加
H23年 3月拡充
H30年 1月拡充

社船の船長による実務能力確認

- ・船内での実務能力確認（3月以上・1月以上※）
- ・身体検査

※一定の教育・訓練を修了した船長による確認

承認船員制度等運用改善WG報告を受け、H22年1月追加

民間審査員による能力審査

- ・口述試験
- ・身体検査

成長戦略船員資格検討会最終とりまとめを受け、H23年8月追加

機関承認制度（特定船員教育機関卒業者）

- ・身体検査（試験等免除）

国土交通大臣による承認、日本籍船への乗組み

令和6年3月末時点での承認船員数（有効な承認証受有者）：17か国、12,289人

フィリピン8,186人、インド1,753人、ブルガリア349人、ベトナム460人、ルーマニア247人、クロアチア264人、英国252人、インドネシア172人、韓国165人、モンテネグロ134人、バングラデシュ121人、ロシア連邦143人、ミャンマー24人、スリランカ9人、マレーシア6人、パキスタン1人、パナマ3人